

## 国内経済要録

### ◇銀行貸出金利の年利建採用について

全国銀行協会連合会では、かねてから銀行貸出金利の表示方式を国際的な慣行に合わせるとともに、一般にも理解されやすいものにするを目的として、貸出金利の年利建方式採用につき検討していたが、2月18日、理事会においてその採用を決定した。その概要は次のとおり。

#### (1) 年利建適用範囲

銀行貸出金利全般とする。

ただし、すでに年利建の慣行が成立している長期貸出金利(返済期限1年以上の貸出の金利をいう。以下同じ)、消費者金融の金利等についてはこの年利建方式とは別建てとする。

#### (参考)

① 長期貸出の金利については、公社債発行条件等の長期金利体系との関連を考慮し、利率の刻み幅は原則として0.1%とする。ただし、利息計算式と計算方法については短期貸出金利と同一とする。

② 消費者金融の金利については、すでにアド・オン方式の年利建あるいは月利方式が広く採用されており、かつ、その利息計算方法も区々である事情を考慮し、年利建の統一方式はさしあたって定めないこととする。ただし、日歩建のものについては、一般の貸出金利の年利建移行に合わせて、年利建または月利建に切り替えるものとする。

#### (2) 年利建の方式

年利建適用にあたっては次の方式によることとする。

##### イ. 表示方法および刻み幅

金利の表示はパーセントによる小数表示とし、利率の刻み幅は0.25%とする。

したがって、実際の適用金利およびその変動幅はいずれも0.25%の整数倍となる。

##### ロ. 利息計算式と計算方法

###### (イ) 1年の日数

1年の日数は平年、うるう年とも365日として計算する。

###### (ロ) 利息計算

利息の計算は次の算式によることとし、円位未満の利息額は切り捨てるものとする。

$$\text{利息額} = \frac{\text{元金} \times \text{日数} \times \text{年利率}}{365}$$

ただし、事務上の理由などにより上記の算式によるのが困難な場合には、当分の間次の算式によりテーブルを利用して計算することができるものとする。なお、この場合、算式中の $\frac{\text{年利率}}{365}$ は、小数点第6位以下を切り捨てて計算するものとする(注)。

$$\text{利息額} = \text{元金} \times \text{日数} \times \frac{\text{年利率}}{365} (\text{テーブル})$$

(注) 年利7.00%の場合を例にとれば、 $\frac{\text{年利率}}{365}$ は0.01917%として計算することとなる。

なお、付利単位、利息支払時期および付利計算期間等については従来慣行によることとする。

#### (3) 移行の方式

##### イ. 移行の時期と年利建自主規制金利の決定・実施

銀行貸出金利の年利建移行は公定歩合の年利建移行を契機に行なうものとし、年利建公定歩合の発表があった場合には、全銀協はすみやかに年利建自主規制金利最高限度およびその実施日を決定する。

##### ロ. 具体的移行方法

(イ) 標準金利および輸出貿易手形金利については、実施日以降新規貸出(書換継続を含む)のものはすべて年利建を適用する。

(ロ) 上記(イ)以外の貸出金利については、実施日以降新規貸出(書換継続を含む)のものは原則として年利建を適用することとするが、ただちに年利建を適用することが困難なものについては、さしあたって日歩建でもさしつかえないこととする。

ただし、実施日以降一定の猶予期間を経過した後はすべて年利建を適用することとする。

(注) 一定の猶予期間は、最長2ヵ月程度の範囲内でその時の金融情勢等を勘案して決める。

#### (参考)

① 長期貸出金利に対する年利建の適用も実施日以降の新規貸出のものについて行なうが、既往貸出のものについても、自主的に逐次年利建に切り替えるものとする。

② 年利建実施案の決定から実施日までの期間は、電子計算機プログラムの変更、磁気テープ・データ変更、各種帳票の変更、事務手続の改訂、事務指導などのための準備期間として、少なくとも6ヵ月程度が必要である。

### ◇政府、第2次資本自由化措置を閣議決定

政府は2月7日、外国資本による対内直接投資の第2

次自由化(第1次自由化は42年7月1日以降実施)措置に関する外資審議会の答申に基づき、同措置を閣議決定した。これに伴い、同措置は3月1日以降実施に移されたが、そのおもな内容は次のとおり。

(1) 新たに選定された自由化業種数は、第1類(50%)自由化業種135、第2類(100%)自由化業種20、合計155となり、このほか従来の50%自由化業種から100%自由化業種へ9業種が格上げされた。これにより、第1次、第2次自由化措置を合わせて、50%自由化業種は159、100%自由化業種は46となる。

(2) 所管各省別に主要自由化業種をみると、まず通産省所管分(50%自由化業種110、100%自由化業種11)では、カラーテレビ、鉄鋼一貫メーカー製品(鋼管、冷間圧延等)が非自由化業種から一挙に100%自由化業種となったほか、民生用電気機器(電子レンジ、エアコンディショナーを除く)、通信機器(ラジオ、白黒テレビ等)が50%自由化業種から100%自由化業種へ格上げされ、また重電機、パルプ、塗料、製紙機械等が新たに50%自由化業種に選定された。

大蔵省所管分では、保険業(生保、損保とも)のほか酒類製造業が50%自由化され、その他の各省所管分では造船業(運輸省所管)が完全自由化された。

◇証券金融会社、貸借取引銘柄を追加

日本・大阪・中部の3証券金融会社は、株式市場の規模拡大に対処して2月15日からそれぞれ次のとおり貸借取引銘柄の追加を実施した。

|     | (既往銘柄数) | (追加後銘柄数) |
|-----|---------|----------|
| 日証金 | 320     | 394      |
| 大証金 | 319     | 367      |
| 中証金 | 252     | 280      |

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引上げに伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

|       | 変更前   | 2月8日以降 | 2月20日以降 |
|-------|-------|--------|---------|
|       | %     | %      | %       |
| 30日以内 | } 6.0 | } 6.0  | } 6.125 |
| 31日以上 |       |        |         |
| 90日以内 |       |        |         |
| 91日以上 |       |        |         |

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、上記ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

|         | 3か月もの |       | 4か月もの |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|
|         | 信用状つき | 信用状なし | 信用状つき | 信用状なし |
| 変更前     | 9.0   | 9.25  | 9.0   | 9.25  |
| 2月10日以降 | 〃     | 〃     | 9.125 | 9.375 |
| 21日     | 〃     | 9.125 | 9.375 | 〃     |